

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月から 11 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、未納分のお知らせが届いたので、祖母と母にお金を出してもらい、平成12年2月か3月にA銀行B出張所で、15万円から16万円の保険料を納付したので、未納と記録されていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、20歳となった平成9年*月に国民年金に加入以降、国民年金の被保険者期間については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人の祖母は、申立期間当時、申立人の未納保険料を納付するために10数万円を拠出したことを記憶しており、申立人が納付したとする納付金額と申立期間の保険料額におおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付場所、納付金額等について、具体的に記憶しており、その供述については不自然な点は無く、信用することができる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月及び同年5月
② 平成12年10月から13年2月まで

私は、学生だったころに、母が国民年金保険料の学生免除申請をしてくれた後、平成12年4月に就職し、最初のうちは厚生年金保険に加入していなかったため、当時出産で実家に帰ってきていた姉と一緒に、自分の車でA銀行のB支店に行き、給料日直後の月末にお小遣いの引き出しも兼ねて、一万円札より少し大きめで数枚の束になった厚手の紙の納付書を持参し、月々1万3,000円ぐらいの保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は学生免除期間が終わり、厚生年金保険の適用事業所でなかった事業所に就職した平成12年4月1日から同事業所が適用事業所となった同年6月5日までの短期間であり、国民年金保険料の納付の事情として述べる申立人の主張は自然である。

また、申立人は、納付書の形状や納付状況について具体的に述べているとともに、申立期間当時の納付金額を記憶していて、これは実際の保険料額とおおむね一致しており、その供述については不自然な点は無い。

一方、申立期間②については、当初、国民年金に未加入の期間で保険料を納付できない期間であったが、社会保険事務所（当時）において、申立期間②の資格取得及び資格喪失の記録が平成15年4月25日に追加処理されていることから、申立人は、同年4月ごろに国民年金の加入手続をしたことが推認され、その時点では、申立期間②は時効により保険料を納付で

きない期間である。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 12 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から5年2月まで
② 平成8年4月から9年2月まで

私は、申立期間について、A市B区役所で国民年金保険料の免除申請手続をしていたのは間違いないのに、申立期間が未納とされているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録から、申立人は、平成5年3月以降の国民年金の被保険者期間は、申立期間②を除きすべて免除期間となっている。

また、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、世帯主であった申立人の母は遺族厚生年金を受給しており、申立期間②について、申立人及びその母の収入状況が改善されていたという事情も見られない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成5年4月の時点では、国民年金の制度上、さかのぼって申請免除することができない期間である。

また、申立人が申立期間①について、国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料も無く、ほかに申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、A市役所にて昭和46年4月ごろに厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、窓口の職員から未納の通知が發送されるので納付するよう説明され、その後未納の通知が届いたので、記載されていた金額6,000円ぐらいをB銀行C支店で納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は18か月と比較的短期間であり、申立人は、20歳となった昭和38年*月に国民年金に加入して以降、国民年金の加入期間は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、前納制度も利用しているなど、国民年金制度への関心及び納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った昭和46年4月の時点では、過年度保険料で納付が可能な期間であり、申立人が一括納付したと主張する納付金額は、申立期間の保険料を納付した場合の金額とほぼ一致している。

さらに、申立期間当時、申立人の資格記録は任意加入となるべきところ、申立人が所持している国民年金手帳には、国民年金の資格取得年月日が「昭和44年10月31日強制加入」と記載されており、オンライン記録では、平成18年4月20日に資格取得年月日が昭和44年10月31日から45年2月1日に訂正されていることから、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和44年10月

から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 44 年 10 月から 45 年 1 月までについては、申立人は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

千葉国民年金 事案 1978

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

私は、郵送されてきた納付書で、毎月国民年金保険料を A 銀行 B 支店で納付し、申立期間の前後も納付済みであり、申立期間の 3 か月だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 3 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後は納付済期間であり、申立期間は 3 か月と短期間である。

さらに、申立人の夫は、昭和 35 年 12 月以降、44 年間にわたり継続して同一企業及びその関連企業に勤務し、経済的に安定していたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1979

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年9月

私は、国民年金保険料を妻の分と共にすべて納付したはずであり、この期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金の被保険者資格を取得して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後は納付済期間であり、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1980

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年9月

私は、国民年金保険料を夫の分と共にすべて納付したはずであり、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金の被保険者資格を取得して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後は納付済期間であり、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から39年3月まで

私は、昭和36年4月から60歳になるまで国民年金に加入し、国民年金保険料はすべて納付したが、平成21年9月に社会保険事務所（当時）から申立期間は国民年金に未加入の期間であるので、保険料を還付するとの通知が来た。私は資格喪失の手続をした記憶が無いので、還付ではなく納付済期間として記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳の記録では、申立期間を含む昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料は47年12月27日に一括納付された記録となっている一方で、申立期間は国民年金未加入期間と記録されているため、当該期間の保険料は、平成21年8月6日に社会保険事務所において還付決定している。

しかしながら、申立人は昭和38年10月に国民年金の資格喪失の手続をした覚えはないと主張しているところ、社会保険庁（当時）の記録は申立期間直後の39年4月1日に、本来ならば任意加入とすべきところ強制加入との記載が認められるが、その資格喪失を行うべき職権適用の合理的理由は見当たらず、その他にも記録の誤りが散見されることから当時の記録の信憑性は乏しい上、申立期間の保険料収納から還付決議に至るまで35年以上の長期間を要しているなど行政側の事務処理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月及び52年9月から53年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から51年6月まで
② 昭和52年3月から53年5月まで

私は、結婚前から国民年金に加入し、結婚後も国民年金保険料を夫の分と一緒に集金人に納付していたのに、なぜ未加入期間があるのか分からない。空白の5年間（厚生年金保険に加入していた昭和51年7月から52年2月は除く。）について夫の分を払って自分の保険料を払わないことはないのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和48年3月については、申立人が所持する国民年金手帳及び特殊台帳の資格記録により、申立人は、同年3月26日に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失していることから、納付済みとなっていた同年3月の国民年金保険料について、オンライン記録により、平成20年6月12日付けで還付決議が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、戸籍謄本により、昭和48年4月*日に婚姻していることが確認できる上、その夫も国民年金の強制加入被保険者であることから、申立人が婚姻前の同年3月26日に強制加入被保険者資格を喪失したとする処理は誤りであると推認でき、同年3月の保険料は納付済みであると認められる。

2 申立期間②のうち、昭和52年9月から53年5月までの期間については、国民年金手帳及び特殊台帳により、申立人がA市において53年6月14日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得した記載が確認できる

ものの、昭和 52 年度について、A 市が保管する「納付状況一覧リスト」には、52 年度の納付の欄に「7」と記載されていることから、申立人は、任意加入により、52 年度後半の 7 か月間の保険料を納付したものと認め、52 年 9 月以降については、保険料を納付していたものとするのが自然である。

- 3 一方、申立期間①のうち昭和 48 年 4 月から 51 年 6 月までの期間及び申立期間②のうち 52 年 3 月から同年 8 月までの期間については、申立人は、48 年 4 月の婚姻後は現在に至るまで A 市に居住し保険料を納付してきたと述べているが、国民年金手帳及び納付状況一覧リストにおいて、A 市への住所変更手続が 53 年 6 月 14 日に行われていることが確認できる上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月及び 52 年 9 月から 53 年 5 月まで期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの期間、44年12月から45年3月までの期間、47年1月から同年3月までの期間、49年4月から同年12月までの期間及び50年4月から51年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年3月まで
② 昭和44年12月から45年3月まで
③ 昭和47年1月から同年3月まで
④ 昭和49年4月から同年12月まで
⑤ 昭和50年4月から51年2月まで

私が20歳になったときに、父が実家のあるA県B郡C町（現在は、D町）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。1年くらいして国民年金手帳を送ってきたので、E市F区役所で手続して、以後は自分で保険料を納付していた。昭和44年1月から49年12月までの間に19か月の未納があるのは納得できない。

また、昭和50年4月から51年2月までの11か月が未加入期間になっているが、資格喪失手続をした記憶は無く、領収書があるのに還付済みとされているのは理解できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、昭和44年8月ごろに加入手続を行ったと推認でき、同時点で申立期間①の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

申立期間②については、前後が納付済みである上、同じく申立人の父が保険料を納付していたと主張する申立人の母は、申立期間①及び②を含めて、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になるまで保

険料を完納している。

申立期間③については、申立人は、その父が加入手続を行った1年後くらいに父から国民年金手帳が送られてきて、E市F区役所で手続を行ったと主張しているところ、同区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、昭和45年4月6日に住所変更手続が行われていることが確認でき、申立内容と符合する上、前後の期間は納付済みである。

申立期間④については、前後が納付済みである上、還付整理簿により、昭和50年4月から同年9月までの保険料を51年3月12日に、50年10月から同年12月までの保険料を51年4月12日に、それぞれ還付していることを確認できるところ、これら還付時点で申立期間④に充当可能であるにもかかわらず、充当処理されていないことから、行政側の事務処理に不自然さが認められる。

また、申立期間①、②、③及び④は、合計しても19か月と比較的短期間であることから、納付していたものとするのが自然である。

- 2 申立期間⑤については、申立人が所持する昭和47年4月1日に発行された国民年金手帳には、50年4月10日に任意加入被保険者資格を喪失し、51年3月13日に再取得したと記載されており、特殊台帳の資格記録とも一致している。

しかしながら、申立人が所持する領収証書により、申立人は、資格喪失後の昭和50年5月20日に同年4月から同年6月までの保険料を、同年7月25日に同年7月から同年9月までの保険料を、同年10月3日に同年10月から同年12月までの保険料をそれぞれ納付していることが確認でき、任意で喪失手続を行った後に保険料を納付しているのは不自然であり、同年4月10日の資格喪失処理には合理性が認められない。

また、還付整理簿により、昭和50年4月から同年9月までの保険料については51年3月12日に、50年10月から同年12月までについては51年4月30日に、2回にわたって還付処理が行われたことが確認できるが、特殊台帳には50年10月から12月までの還付記録しか無く、行政側の事務処理に不手際が認められる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から52年3月まで

私は昭和44年2月に結婚した後、夫の父が私の国民年金の加入手続をしてくれたと聞いている。また、昭和40年代は、私たち夫婦と兄夫婦、それに夫の妹が国民年金に加入しており、夫がこの5人分の国民年金保険料を納付していたので、私だけ申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が家族全員の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫、義兄夫婦及び義妹は、国民年金制度が発足した昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を強制で取得し、申立人の夫及び義兄夫婦は、保険料徴収が開始された36年4月から申立期間を含めて60歳になるまでの保険料を完納している上、申立人の義妹についても6か月の未納期間を除き60歳になるまで未納は無いことから、申立人の夫の納付意識の高さが認められる。

また、申立人の夫が提出した昭和44年から52年分までの所得税源泉徴収簿並びに46年、48年、49年及び52年分の保険料控除申告書により、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたことが推認できる上、申立人の夫が納付を証言していることを踏まえると、申立期間については保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私の年金記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和45年度の国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答であったが、A県B市長名で発行されている国民年金手帳保管証には「国民年金手帳を昭和45年度完納に伴い保管いたしました。」と記載されており、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB市が昭和46年12月13日に発行した国民年金手帳保管証には、「国民年金手帳を昭和45年度完納に伴い保管いたしました。」と明記されている上、同保管証はB市が納付を示す検認に必要な国民年金手帳を預かるために交付したものであることから、申立期間の国民年金保険料は、納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年6月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から49年3月まで
② 昭和58年4月から同年6月まで

私は、昭和47年2月に結婚し、それまで国民年金に加入していなかったため、妻が自分の分と共に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたのに、申立期間が未納となっているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和49年4月以降、申立期間②を除き60歳になる前月の平成12年*月まで未納は無く、前後の期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付するなど、納付意識の高さが認められることから、3か月と短期間である申立期間②は付加保険料を含めて納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人夫婦は、昭和51年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する年金手帳により、36年4月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間①に係る国民年金手帳記号番号払出簿の検索の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人夫婦が加入手続を行った昭和51年1月の時点で申立期間①の大半は、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、一緒に加入手続を行った申立人の妻も申立期間①は未納である上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、56年1月から同年3月までの期間及び58年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から49年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで
③ 昭和56年1月から同年3月まで
④ 昭和58年4月から同年6月まで

私は、昭和47年2月に結婚し、夫が国民年金に加入していなかったの
で、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納
付してきたのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の
任意加入者の加入時期から、申立人夫婦は、昭和51年1月ごろに国民年
金の加入手続を行ったと推認できるところ、一緒に国民年金に加入した
申立人の夫は、申立期間②の国民年金保険料を過年度納付していること
から、申立人も一緒に過年度納付したものと考えるのが自然である。

申立期間③及び④については、申立人の夫は申立期間③については付
加保険料を含めて納付済みである上、申立人は、昭和50年4月以降、申
立期間③及び④を除き60歳になる前月の平成18年*月まで未納は無く、
前後の期間の保険料は付加保険料を含めて納付するなど、納付意識の高
さが認められることから、それぞれ3か月と短期間である申立期間③及
び④は、付加保険料を含めて納付していたものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った昭和 51 年 1 月の時点で、申立期間①の大半は時効により保険料を納付することができず、氏名検索及び申立期間①に係る国民年金手帳記号番号払出簿の検索の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、一緒に加入手続を行った申立人の夫も申立期間①は未納である上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、56 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1988

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から56年6月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から56年6月まで
② 昭和62年1月から同年3月まで

私は、昭和55年7月から56年6月までの12か月分及び昭和62年1月から同年3月までの3か月分の国民年金保険料を納付していたのに、未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の前後の期間は長期にわたり国民年金保険料を納付済みである上、オンライン記録により、申立期間①の前後の期間及び申立期間②の同一年度内の納付済みとなっている期間は、いずれも現年度納付していることが確認でき、申立期間①及び②は合計しても15か月と比較的短期間であることを踏まえると、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1989

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、国民年金保険料を家の近くにあったA市役所の支所で3か月ごとに納付していたのに、申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月に国民年金に任意加入後、第3号被保険者制度が発足する前月の61年3月まで、申立期間を除いてすべて国民年金保険料を納付済みであり、申立期間前後が長期にわたって納付済みとなっていることから、申立期間が3か月と短期間であることを踏まえると、納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立人が所持する昭和47年度の国民年金保険料納入通知書兼領収証書には、第3期（昭和47年10月から同年12月まで）と申立期間である第4期（48年1月から同年3月まで）の領収印欄に領収印は押されていないが、手書きで「納」と書かれているところ、オンライン記録及び特殊台帳において、第3期は納付済みとなっており、記録に相違が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月から同年 3 月まで
② 昭和 63 年 6 月から同年 8 月まで
③ 平成元年 5 月から 3 年 6 月まで

私は、20歳になった昭和59年*月に、母に国民年金に加入するよう言われたので、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。

申立期間はいずれも勤務先が厚生年金保険に加入していない事業所だったため、自分で国民健康保険及び国民年金に加入して保険料を納付していた期間である。保険料の金額等は覚えていないが、A市役所内にあったB銀行の窓口で納付書により納付していたので、申立期間について未加入及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市役所内にあったB銀行の窓口で、納付書で納付していたと主張しているところ、申立期間当時、A市役所の庁舎内にはB銀行の出張所があり、現年度保険料の収納をしていたことが確認できる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、その直前の昭和63年4月及び5月の保険料は納付済みであることを考え併せると、納付していたものとするのが自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人は、20歳になった昭和59年*月に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号

番号は、その払出簿により、63年4月21日にA市に払い出された番号の一つであることが確認でき、別の年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立期間③については、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄の最初の行にA市のゴム印と一緒に昭和63年9月29日の第1号被保険者資格喪失と記録されており、次の行に平成7年10月21日の第1号被保険者資格取得と記録されていることから、申立期間について厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていないことが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和63年4月の時点で、申立期間①は時効により保険料を納付することはできない上、申立人が申立期間①及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年6月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1991

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの期間及び55年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から54年3月まで
② 昭和55年10月から56年3月まで

申立期間①については、その前後の期間と同様に、A市役所の集金人に国民年金保険料を納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

申立期間②については、夫が納付済みで、私だけ申請免除の記録になっているが、免除の申請をした覚えは無く、夫が国民年金保険料を納付してくれたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、前後の期間は納付済みとなっている上、申立期間は6か月と短期間であることから、納付していたものと考えるのが自然である。

申立期間②については、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は免除の申請を行った記憶は無いとしている上、申立人の夫は納付済みとなっていることを考え併せると、申立人のみが申請免除となっているのは不自然であり、その夫が申立人の保険料も一緒に納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所（現在は、B社）C支店における資格取得日は昭和26年4月2日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月2日から同年5月8日まで

私は、高校卒業後すぐA事業所C支店に入社したので、昭和26年4月2日から厚生年金保険の被保険者となっていたと思っていたが、申立期間について被保険者期間になっていないことに納得できない。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険、健康保険組合の加入記録及びB社から提出のあった職歴証明書により、申立人が申立期間においてA事業所C支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の資格取得日欄に「昭和26年4月2日」と記載されていることが確認できる上、申立人に係る健康保険組合の資格取得日及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に記載されている上記被保険者証番号の資格取得日は、いずれも昭和26年4月2日となっていることが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、資格取得日が「昭和26年4月2日」から同年5月8日に訂正されていることが確認できるが、同訂正記録が正しいとした場合、申立人の厚生年金保険被保険者証を回収して資格取得日を変更する必要があるが、これが訂正されておらず、社会保険事務所（当時）における記録管理に不自然さが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和26年4月2日

にA事業所C支店における厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者台帳の昭和26年5月8日の資格取得時の記録から、6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年9月1日まで
私は、昭和37年4月から平成10年8月まで、継続してA社に勤務しており、厚生年金保険の加入期間に空きは無いはずなので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する人事経歴書、雇用保険の加入記録及びC国民健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、昭和44年5月1日にA社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年9月の社会保険事務所（当時）の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月1日から同年12月1日まで

私は、昭和41年10月17日付けでA社本社から同社C出張所に転勤となり、同年11月20日に転任したが、この間継続して勤務し、厚生年金保険料も事業主が控除していたのに、厚生年金保険被保険者記録が、A社本社で同年11月1日資格喪失、同社C出張所で同年12月1日資格取得となっていることから、厚生年金保険被保険者記録から同年11月の1か月が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している人事記録及び退職者名簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、昭和41年11月1日に同社本社から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における、資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月14日から同年4月1日まで

私は、昭和36年5月から平成10年3月までA社に勤務していた期間中、昭和43年3月1日付けの辞令でC支店から同年4月に開設されるD支店への転勤を命じられたが、D支店が厚生年金の適用事業所となったのは同年4月1日であるため、同年3月分の厚生年金保険料は、D支店から支給される同年4月分の給与から控除して、C支店に振り替えることをC支店の担当者と約束したのに、C支店における資格喪失日が同年3月14日となっているために、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出されたE(人事関係書類)、申立人が同社から交付されたF(人事関係書類)及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(厚生年金保険の適用上は、昭和43年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動)申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資

料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和52年12月11日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月31日から同年12月11日まで

私は、昭和42年10月にA社に入社し、52年12月に同社が倒産するまで勤務し、厚生年金保険料を控除されていた。申立期間の加入記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA社に営業担当として勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所は、昭和52年12月31日に廃止を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格喪失日は、その約2か月後の53年3月9日付けで遡^{そきゅう}及して52年8月31日と記録されていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人と同じ昭和52年8月31日に被保険者資格を喪失した者が12人おり、このうち申立人を含めた5人は、53年3月9日付けで遡及して資格喪失処理が行われ、そのほかの7人は、53年1月25日付けで52年12月20日又は同年12月14日に遡及して資格喪失処理が行われた後、再度、53年3月9日付けで52年8月31日に遡及して資格喪失日を訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効

なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である昭和 52 年 12 月 11 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 52 年 7 月の社会保険事務所の記録から、16 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和47年11月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月27日から同年12月27日まで

私の夫は、昭和30年4月1日にD社（42年の合併後は、A社）に入社し、55年12月に退職するまで継続して勤務したが、同社本社から同社C支店へ転勤したとき、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落しているのを、訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が保管している給与支給明細書、雇用保険の加入記録、B社から提出された退職証明書及び所属履歴により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和47年11月27日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和51年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月10日から同年9月1日まで

私は、昭和51年5月10日にA社に入社したのに、同社における厚生年金保険の資格取得日が同年9月1日となっていることに納得できない。雇用保険及び健康保険の加入記録などの書類があるので、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の社員名簿、C健康保険組合の加入期間証明書及び雇用保険被保険者離職票から判断すると、申立人は、昭和51年5月10日からA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金 事案 1992

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から63年3月まで

私は、申立期間については、予備校生及び大学生でありA県B市にいなかったため、B市の実家にいた母が、私が20歳となった昭和57年*月にB市役所で国民年金の加入手続をしてくれて、国民年金保険料を納付書により四半期ごとに納付してきてくれたはずであり、未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は平成3年6月11日と記載されている上、B市国民年金課が保管している申立人の署名、捺印のある国民年金資格取得届書により、申立人が同日に第1号被保険者で資格取得した旨の届出を同年8月30日に行っていることが確認でき、その資格記録と社会保険庁（当時）の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したと主張する申立人の母の記憶も明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は68か月と長期間である上に、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1993

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私は、社会人になった昭和51年4月に、A市役所で国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料は銀行で納付していたはずであり、税金なども含めて、一度も滞納したことが無いのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年3月の時点では、申立期間のうち、51年12月以前は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、昭和52年1月から53年3月までは過年度納付、51年12月以前は第3回特例納付により納付可能となるが、申立人は過去にさかのぼって申立期間の保険料を納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1994

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から47年4月まで
昭和41年5月から47年4月までの国民年金保険料は、妻が自分の分の保険料と一緒に納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）においても、A市においても、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、申立期間は国民年金に未加入の期間で保険料を納付することができない期間であり、ほかに、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したと主張する申立人の妻の記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は72か月と長期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1995

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年9月まで

私は、結婚した昭和55年1月に国民年金に加入した。申立期間当時はA市内に納税組合があり、毎月各戸に納税組合の人が国民年金保険料の集金を行っていたので、その人に保険料を納めていた。申立期間当時、同様に納税組合を通じて一緒に保険料を納めていた夫は納付済みとされている。申立期間の保険料を納付していたのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）及びA市の納付記録及び申立人の所持する年金手帳では、申立人は昭和48年*月*日に国民年金被保険者資格を取得後、50年4月1日に資格を喪失し、55年1月1日に強制被保険者として資格を再取得しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は社会保険事務所からA市へ57年7月に払い出され、その後、申立人に同年11月に払い出されていることが確認できることから、その時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、納付記録によると昭和55年10月から保険料が納付済みとなっているが、A市が保管する国民年金被保険者名簿によれば年金手帳の払出し以降の58年1月に、2年間の時効限度内について保険料を過年度納付しているほか、50年4月の資格喪失後、資格を再取得した日までに別に加入手続が行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1996

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から平成 2 年 3 月まで

私は、夫が会社勤めを辞めた昭和 55 年 9 月ごろ、A 町役場 B 出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は夫婦二人分を一緒に私が出張所で毎月納付していたのに、未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 9 月ごろ A 町 B 出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は A 町役場の被保険者名簿から、当時、国民年金に加入していなかった者に対して実施された職権適用にて 61 年 7 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間のうち、59 年 3 月以前は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、昭和 55 年 5 月から同年 11 月までの間に社会保険事務所（当時）から A 町へ払い出された国民年金手帳記号番号を縦覧調査したが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入時期についての記憶が定かでない上、申立人が保険料を毎月一緒に納付していたとする申立人の夫も申立期間の保険料が未納となっており、申立人の夫が平成 2 年から確定申告時に保険料の控除申告を行うようになったと申述していることから、申立期間の保険料を納付していなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1997

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から平成 2 年 3 月まで

私が会社勤めを辞めた昭和 55 年 9 月ごろ、私の妻が A 町役場 B 出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は夫婦二人分を一緒に妻が出張所で毎月納付していたのに、未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和 55 年 9 月ごろ A 町 B 出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号は A 町役場の被保険者名簿から、当時、国民年金に加入していなかった者に対して実施された職権適用にて 61 年 7 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間のうち、59 年 3 月以前は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、昭和 55 年 5 月から同年 11 月までの間に社会保険事務所（当時）から A 町へ払い出された国民年金手帳記号番号を縦覧調査したが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、関与したとする申立人の妻は加入時期についての記憶が定かでない上、申立人の保険料を毎月一緒に納付していたと主張する申立人の妻も申立期間の保険料が未納となっており、申立人が平成 2 年から確定申告時に保険料の控除申告を行うようになったと申述していることから、申立期間の保険料を納付していなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から51年12月まで

私は、A区Bに住んでいた昭和54年ごろ、知人に「最後のチャンスだから」とアドバイスされ、A区役所で国民年金の加入手続きを行い、はっきりとした年月の記憶が無く、記録も手元に残っていないが、さかのぼって未納分を分割納付した。1回の納付金額は均等ではなかったことと自宅近くの銀行で納付したことを記憶しており、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和54年ごろ、「最後のチャンスだから」と知人にアドバイスされ、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって分割納付したと主張しているが、納付したとする保険料の1回当たりの納付金額、納付回数、納付時期、納付方法等に関する記憶が明確では無く、さかのぼって納付したとする保険料額の特定が困難であり、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の手帳記号番号及び国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和54年2月ごろに払い出されていることが確認でき、社会保険庁（当時）の申立人の納付済みとなっている期間の保険料の納付状況をみると52年1月から53年3月までを過年度納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付についての記憶は、加入手続きの時点において、過年度納付が可能であった期間について過年度納付を行った際の記憶と考えても特段不自然ではない。

さらに、これだけ長期間にわたる申立期間について、金融機関で保険料

を分割で納付したとするにもかかわらず、一度も保険料の納付が記録されないのは不自然であり、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1999

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から47年11月まで

私が、20歳のときに転職した会社には厚生年金保険の適用が無かったので、年金の納付は国民の義務と思い、昭和44年1月ごろにA区役所B出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料を納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和53年11月28日にC区役所で払い出されていることが確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間の保険料を納付するための前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、20歳のとき、転職先の会社が厚生年金保険未適用であったためA区で国民年金に加入したと主張しているが、申立人は、A区に居住していた当時の申立期間の前半に係る印紙検認方法による保険料の納付方法について全く記憶がない上、昭和53年11月にC区役所で国民年金の加入手続を行ったかもしれないと申述するなど、申立内容を特定することができず不自然さが見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2000

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から52年3月までの期間及び56年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から52年3月まで
② 昭和56年4月から61年3月まで

私は、昭和48年12月末に退職後、夫（A市役所勤務）の扶養となったので、夫の給料から天引きで市役所の年金納税組合を通じて国民年金保険料を納付していた。その後、組合が解散となり、夫が毎月給料日に市役所年金係の担当に保険料を納付していたが、集金台帳に確認印を押すだけで、領収書は発行されなかった。夫が保険料を納付しているので脱退の手続をするはずもなく、申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和48年12月末に退職後、すぐに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持するA市において交付された年金手帳は、結婚後の姓で交付され、国民年金の記録欄の最初の欄に52年4月2日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得したことが記載され、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の資格取得日と一致しており、申立期間①は任意未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、結婚前の姓でB村（現在は、C市）において交付された別番号の国民年金手帳を所持しているが、同手帳には、就職による資格喪失、住所変更及び氏名変更の手続を行った記載は無い上、昭和52年4月2日に国民年金に任意加入するまで、A市において申立期間①に同番号で任意加入した形跡は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和 56 年 4 月 2 日に任意加入被保険者資格を喪失する手続を行っておらず、継続して保険料を納付していたと主張しているが、加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の夫は事情聴取できる状況になく、申立人は、納付に直接関与していないことから、当時の納付状況は不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2001

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 41 年 5 月までの期間、41 年 8 月から 42 年 3 月までの期間、42 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 46 年 2 月から 52 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 41 年 5 月まで
② 昭和 41 年 8 月から 42 年 3 月まで
③ 昭和 42 年 7 月から同年 12 月まで
④ 昭和 46 年 2 月から 52 年 6 月まで

私は、昭和 60 年ごろに特例納付制度があることを親から知らされ、A 区役所 B 支所で、20 数万円の国民年金保険料を特例納付した。申立期間が未納とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が特例納付したと主張する昭和 60 年ごろは、特例納付は実施されていない上、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、第 3 回特例納付（53 年 7 月から 55 年 6 月まで実施）を利用して申立期間を特例納付したとした場合に必要な金額と大幅に異なる。

また、申立人は、オンライン記録により、昭和 36 年 12 月から 40 年 5 月までの保険料を特例納付していることが確認できるところ、A 区が保管する第 3 回特例納付に係る「附則 4 条納付者リスト」において、申立人が 28 か月、その夫が 42 か月納付と記録されていることと一致する上、夫婦二人分（合計 70 か月）の特例納付に必要な金額は、申立人が主張する金額とおおむね一致しており、申立人の特例納付に関する記憶は、当該期間に係るものと考えられる。

さらに、一緒に特例納付したとする申立人の夫も、申立期間①のうち昭和 40 年 6 月から 41 年 5 月まで期間並びに申立期間②、③及び④は未納で

ある上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2002

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年2月まで

平成3年2月から4月ごろ、母がA市役所で、申立期間当時、学生だった私と妹の国民年金保険料を一括で納付してくれた。母は、半強制的に支払わされた記憶があり、保険料を納付した後、ほっとして役所を出てきたと言っており、私もその当時、母から納付してきたことを聞き、領収書を渡されたような記憶もある。

母が妹の保険料のみ納付して、私の保険料を納付していないとは考えられず、申立期間について未加入とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、将来満額の年金を受け取るためには20歳から国民年金保険料を納付しなければならないので、申立人及びその妹の20歳からの保険料を納付したと主張しているが、申立人の妹は、学生が強制加入となった平成3年4月1日に国民年金の第1号被保険者資格を取得しており、申立期間と一部重複する2年8月から3年3月までは申立人と同様に任意未加入期間となっている。

また、申立人は、その母が平成3年2月から同年4月ごろに申立期間の保険料を一括で納付してくれたと主張しているが、申立期間は任意未加入期間であることから、さかのぼって加入前の保険料を納付することは制度的に不可能である上、申立人及びその母は、申立人が20歳になった元年*月に加入手続を行った記憶は無く、同年*月に申立人に国民年金手帳記号番号が付与されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案2003

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から60年12月まで

私は、昭和59年12月に退職し、60年2月ごろまでにA市B区で国民年金の加入手続をした。以後、国民年金及び厚生年金保険の切替手続をこまめにし、国民年金保険料を納めていた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年12月に会社を退職後、60年2月ごろまでにA市B区で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、61年9月3日に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する年金手帳により、同日付けで、同年1月の結婚による氏名変更が行われていることから、申立人は、同日に国民年金への加入手続と氏名変更手続を一緒に行ったことが推認でき、それ以前に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、加入手続が行われた昭和61年9月時点で申立期間は過年度納付が可能であるが、申立人は国民年金保険料を過年度納付した記憶は無いと供述している上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2004

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から同年10月まで

私は、今まで何度か転職しているが、その度に年金の納付漏れが無いように、十分気を付けてきたのに、平成3年7月から10月まで未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年7月に国民年金に加入し、以来、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、7年11月に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の47番前の20歳加入者の加入時期が8年1月13日であることから、申立人の国民年金への加入手続は、8年1月以降と推認でき、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が平成8年1月以降に加入手続を行った時点で、申立期間は、時効により保険料を納付できない上、申立人が申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2005

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成元年 7 月まで
私は、会社を退職した後、A市B区役所で、国民健康保険と国民年金の加入手続をして、数日後に国民年金保険料を納付したはずなのに、申立期間が未納となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 7 月に会社を退職後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、氏名検索及び申立期間に係る個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立期間において申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は基礎年金番号制度導入前であることから、国民年金手帳記号番号の交付を受けて国民年金に加入しなければ、制度上、国民年金保険料を納付することができないが、申立人が所持する年金手帳に国民年金手帳記号番号は記載されておらず、申立人が申立期間について国民年金の加入手続を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立期間について、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2006

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年12月から63年9月まで
私は、20歳になり国民年金に加入し、国民年金保険料は、納付書により銀行で納めてきたのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和61年*月に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、平成4年9月ごろにA区において国民年金の加入手続を行ったことが推認できる上、申立人が所持する年金手帳の記載により、20歳になる昭和61年*月*日にさかのぼって国民年金被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

さらに、申立人が加入手続を行った平成4年9月時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から49年3月まで

私が昭和44年*月に20歳になってから、同居していた母が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を払ってくれていた。結婚の翌年の49年4月に妻には未納の通知が来ていたが、私には未納の通知は来たことがなく、申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年*月にA市で国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号（連番）は、49年4月に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された番号の一つであり、A市が保管する国民年金被保険者名簿に記載された国民年金手帳交付日（同年5月2日）により、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行ったのは、同年5月ごろと推認でき、申立人については、20歳になった44年*月*日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が加入手続を行った昭和49年5月の時点で申立期間のうち、47年3月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする母は既に他界しており、当時の加入状況及び納付状況は不明であるほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から49年3月まで

私は、20歳になってしばらくは、国民年金保険料は納めていなかったが、結婚の翌年の昭和49年4月ごろにA市役所から未納の通知があり、夫が直接市役所へ行き、一括で未納分を納付したと記憶しているので、調査して私の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和49年4月ごろにA市役所へ行き、一括で未納分の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号（連番）は、同年4月に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された番号の一つであり、A市が保管する国民年金被保険者名簿に記載された国民年金手帳交付日（同年5月2日）により、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、同年5月ごろと推認でき、申立人については、20歳になった46年*月*日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが確認できる。

また、申立人が加入手続を行った昭和49年5月は、第2回特例納付実施期間中であり、申立期間の未納保険料を一括納付することは可能であるが、申立人と同時に加入手続を行い、申立人に係る過去の未納分を一括して納付したと主張する夫は、一括納付に係る記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案2009

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から56年3月まで

私は、結婚してしばらくした昭和49年ごろ、A区役所の職員に勧められて国民年金の加入手続をし、納付期間が短いと受給額が少なくなると言われたので、過去の2年分の国民年金保険料を納めた。その後、ずっとまじめに納めているのに、加入したころの国民年金の記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年ごろに国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、53年2月ごろに加入手続を行ったと推認でき、申立期間について、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が加入手続を行った昭和53年2月時点では、申立期間のうち、50年12月以前は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、加入後に2年間分を一括納付したと主張しているが、その金額及び納付方法について具体的に記憶していない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、申立期間においてA社で働いていたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無い。正社員として働いていたので厚生年金保険に加入していたはずであり、私の加入記録を再度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた者を含む複数の元同僚の供述により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚のうち一人は「当時、ブームに乗って会社が急激に膨張し、営業マンが多数入ってきたが、基本給が安く歩合給が主体だったので定着率は悪かった。したがって、会社も入社後すぐに社員を社会保険に入れるようなことはせず、定着するかどうかが様子を見ていたと思う。私自身も3か月経った後、厚生年金保険に入っている。」と供述しており、他の同僚についても入社日から8か月以上経った後に厚生年金保険に加入しているなど、当該事業所では、入社後すぐに厚生年金保険に加入させてはいなかった状況がうかがえる。

また、当該事業所の事業所別被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、平成17年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に他界し、関係資料等が存在しないことから、申立期間における申立人の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月 31 日から 32 年 1 月 5 日まで
② 昭和 35 年 5 月から 36 年 3 月まで

私は、昭和 31 年 5 月から 32 年 3 月までの期間及び 35 年 5 月から 36 年 3 月までの期間、A社B事業所にC（雇用形態）として勤務していた。申立期間①については一部期間が欠落していることに、申立期間②については全部記録無しとする社会保険事務所（当時）の回答に納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 31 年 5 月 11 日からA社B事業所においてC（雇用形態）として1年契約で勤務しており、途中で辞めるようなことはなかったと主張しているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と一緒に 31 年 5 月 11 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した2名は、申立人と同じく同年 12 月 31 日に資格喪失しており、そのうちの1名は、申立人同様、32 年 1 月 5 日に再び資格取得し、同年 4 月 1 日に資格喪失していることが確認できる。

申立期間②については、申立人が氏名を挙げた同僚3名はいずれも他界している上、同時期に当該事業所で資格取得した複数の同僚に照会したが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の申立期間②における勤務実態は不明である。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①及び②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、当該事業所は、昭和 54 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 8 月 31 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社に昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録は 37 年 10 月 1 日から 38 年 2 月 1 日までの期間と、同年 8 月 31 日から同年 10 月 1 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚は、「申立人の名前は覚えているが、いつからいつまで勤務していたかまでは覚えていない。」と供述しており、申立人のA社における厚生年金保険被保険者期間の前後において、申立人が勤務していたことを推認できる同僚証言を得ることができなかった。

また、事業主は、「申立期間①及び②当時の在籍を確認できる資料等が無く、当時の事情を知る者もいないので、当時の状況は不明である。」と回答している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 38 年 8 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿の申立期間①及び②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年から平成9年5月21日まで

私の夫は、昭和61年に新聞折り込みの求人広告を見てA社B事業所に入社した。社会保険完備とのことだったのに、4、5か月経っても厚生年金保険料が給与から控除されていないため所長に厚生年金保険の加入をお願いしたが手続してくれなかった。これは違法だと思うので申立期間を厚生年金保険加入期間と認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和61年に入社したと申し立てているが、当該事業所では、申立人は平成元年3月3日に入社したと回答しており、入社時期に相違はあるものの、申立人が11年5月22日まで勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、「厚生年金保険の加入について会社に要求したが手続をしてくれなかった。」と述べており、申立人自身も厚生年金保険料が控除されていなかったことを認識している。

また、当該事業所では、申立人の厚生年金保険に係る届出は行っておらず、給与から厚生年金保険料を控除していないと回答しており、同社が保管する申立人の平成7年1月から8年12月までの給与台帳により厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月 10 日から 51 年 10 月 1 日まで
② 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
④ 昭和 57 年 4 月 21 日から 58 年 2 月 1 日まで

私は、昭和50年5月1日から51年9月末日までA区のB社に、55年4月1日から56年5月末日までC区のD社に、同年6月1日から58年1月末日までE県F市のG社に勤務したが、各事業所における厚生年金保険の加入記録が勤務した期間のうち一部の期間しか無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚が「申立人は1、2か月の短期間で退職してはいないと思う。」と証言していることから、申立人は、期間は特定できないものの、昭和50年6月10日以後もB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和50年5月1日に当該事業所で資格取得し、同年6月10日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の記録と符合する上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、当該事業所は、「申立期間の資料が無く、当時の事業主も既に他界しており、申立人の勤務実態は不明。」と回答している上、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②及び③については、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和56年1月1日に健康保険整理番号*番で資格取得し、同年4月1日に資格喪失していることが確認できる上、整理番号*（申立人の一つ前）番の被保険者が申立期間②の前の54年10月1日に、整理番号*（申立人の一つ後）番の被保険者が申立期間③の後の56年8月1日に、それぞれ資格取得していることが確認できることから、当該事業所では、申立期間②及び③において資格取得した者はいない。

また、国民年金被保険者名簿（特殊台帳）により、申立人は、申立期間②において国民年金に加入し、申請免除になっていることが確認できる。

さらに、当該事業所は、「申立期間の資料が無く、申立人の勤務実態は不明。」と回答している上、当時の事業主に聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができず、ほかに申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間④については、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和56年6月1日にG社H工場で資格取得し、57年4月20日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致する上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も無い。

また、国民年金被保険者名簿（特殊台帳）により、申立人は、申立期間④において国民年金に加入し、このうち昭和57年10月以降は申請免除になっていることが確認できる。

さらに、当該事業所は、「申立期間の資料が無く、当時の事業主も既に他界しており、申立人の勤務実態は不明。」と回答している上、ほかに申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から同年5月1日まで
昭和19年4月にA社B支社に入社し、C課に勤務した。途中からD工場へ異動したが、年金記録が同年5月1日からとなっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社B支社発行の従業員証の発行日から、申立人が昭和19年4月1日に当該事業所に入社し、申立期間において勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、昭和19年4月1日にA社B支社に入社してから、同年5月に同社D工場に異動するまでの年金記録が無いと主張しているが、当時の労働者年金保険法は、男子筋肉労働者のみが被保険者の対象となっており、上記従業員証により、申立人が入社当初はC課に所属していたことが確認できる上、工場へ異動した同年5月から申立人に係る労働者年金保険の加入記録があることを踏まえると、申立期間については、一般職員として労働者年金保険の被保険者の対象ではなかったものと推認される。

また、A社の事業を継承しているE社では、当時の関係書類を保存していないと回答しており、ほかに申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで
私は、A社を退社した後、知人の紹介で、昭和33年4月にB社に入社し、35年8月まで勤務した。この間に、C（資格名）の受験要件である3年の実務経験を満たしたことから、申立期間の厚生年金保険記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 4 月からのB社における勤務期間に、前職であるA社における 10 か月間の勤務期間を足して、C（資格名）の受験要件である3年以上の実務経験を満たし、35年*月*日にC（資格名）に合格（受験票の受付年月日：35年*月*日）していること、及び元同僚の証言から、申立期間にB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚のうち3人は、本人の記憶する入社時期の1から2か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、当該事業所では、入社後必ずしも直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかった状況がうかがえる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、平成8年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界し関係資料の所在は不明であることから、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。